

石巻市監査委員告示第8号

平成28年2月18日付け石巻市監査委員告示第3号で公表した一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターの監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

なお、柴山耕一監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥しました。

平成28年4月7日

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

石商第176号
平成28年3月17日

石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 伊藤啓二 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成28年2月18日付け石監第20号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 指摘事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>産業部商工課</p> <p>本市が出えんしている一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターの出納その他の事務の執行において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、同法人に対し適切な指導を行うよう求める。</p> <p>【決算諸表関係】 財務諸表に対する注記について 財務諸表に対する注記に記載すべき項目のうち、「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の記載がなかった。</p> <p>【会計経理関係】 退職給付引当資産について 期末の退職給付引当金に対し、退職給</p>	<p>産業部商工課</p> <p>指摘のありました一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター（以下「法人」という。）の出納その他の事務処理について、次のとおり指導を行いました。</p> <p>今後も、法人に対し公益法人会計基準を遵守し適正な会計処理を行うよう更に指導監督に努めてまいります。</p> <p>【決算諸表関係】 「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の記載がなかったことにつきましては、公益法人会計基準に基づき適正に記載するよう指導を行いました。</p> <p>これを受け、法人では、平成27年度決算から財務諸表に対する注記に「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」を記載することとしました。</p> <p>【会計経理関係】 期末の退職給付引当金に対し、退職給付引当資産が過大に積み立てられていたことに</p>

<p>付引当資産が過大に積み立てられていた。</p> <p>【諸規程関係】</p> <p>特定資産に係る取扱要領の作成について</p> <p>特定資産については①目的、②積立ての方法、③目的取崩の要件、④目的外取崩の要件、⑤運用方法、⑥その他を定めた取扱要領を作成することが望ましいところ、取扱要領が作成されていないものがあつた。</p>	<p>つきましては、適正な額に是正するとともに過大となっている金額を適切な科目に配置するよう指導を行いました。</p> <p>これを受け、法人では、平成27年度期末の退職給付引当金と退職給付引当資産の金額を一致させ、過大な金額は取り崩して他の基金に積み立てることとしました。</p> <p>【諸規程関係】</p> <p>特定資産に係る各種取扱いについては、適正な運用及び処理に資することから、取扱要領を作成するよう指導しました。</p> <p>これを受け、法人では、早期に特定資産取扱要領を作成し、それに基づき運営管理をすることとしました。</p>
--	---